

このニュースレターは、EPA(経済連携協定)及び、外国人看護師・介護福祉士に関する全国ニュースをダイジェストでまとめたものです。

**○ベトナム人看護師・介護福祉士候補の第6期生  
217人が日本に入国(2019/6/3 VIETJO ベトナムニュース)**

5月30日、日・ベトナム経済連携協定(EPA)に基づき日本が受け入れるベトナム人看護師・介護福祉士候補の第6期生217人が日本に入国した。217人のうち、看護師候補者が41人、介護福祉士候補者が176人となっている。

日本に入国した217人は、ベトナム国内で12か月間の日本語研修を修了し日本語能力試験のN3(日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル)以上を取得した者およびN2以上を自主的に取得した者で、日本国内の受け入れ病院・介護施設とのマッチングを経て雇用契約を締結している。

日本入国後は、約2か月半にわたり日本語などの研修を受講した後、国家試験の合格を目指して8月上旬から全国の受け入れ病院・介護施設で就労・研修を開始する。看護師候補者は最大3年間、介護福祉士候補者は最大4年間の滞在が認められる。

2014年度の第1陣から第5陣まで計892人(うち看護師候補者101人、介護福祉士候補者791人)が日本に入国し、看護師国家試験では2015年から2019年までに計71人が合格、介護福祉士国家試験では2017年と2018年に計182人が合格している。

**○入学者 定員の3割 介護福祉士養成校  
(2019/6/22 福島民報)**

介護分野の国家資格「介護福祉士」を養成する県内の専門学校・大学計八施設の今春の入学者は八十四人で、全定員(二百八十人)の三割にとどまった。少子化による若者の減少、労働市場の変化に伴う他業種への流出、さらには介護職の処遇面への不安が学生離れの背景にあるとされる。県は福祉・介護現場の人手不足を招きかねないとして、介護職の魅力の発信や修学資金貸付制度の運用改善を進める。介護需要が高まる

中で、浜通りの施設への就業者向け準備金制度の周知、外国人材の受け入れ環境の整備など県外、国外からの担い手確保にも力を注ぐ。(中略)

**◆需要と反比例**

養成施設の定員に占める充足率は二〇一三(平成二十五)年度に六割を保っていたが、近年は三割程度にまで下がった。県は全国的な経済状況の回復傾向や、東日本大震災と東京電力福島第一原発事故発生後の復興需要など福島県特有の労働市場の変化に加え、介護職の就労環境への懸念なども影響していると分析する。一方、介護サービスを必要とする要介護者は高齢化の進展を受けて「右肩上がり」が続き、支える側とは反比例の動きを描く。

こうした現状を踏まえ、県は中学生、高校生に介護福祉士に関心を持ってもらう体験型イベントを今秋に開催する。養成施設に通う学生向けには、卒業後に県内の福祉施設で五年以上働けば返還を免除する修学資金(月額五万円以内)の申請時期を従来の入学時のみから通年に広げ、経済的な不安を和らげようとしている。

県内の介護関連職の有効求人倍率は高水準にある。昨年度は県全体が二・九八倍で、原発事故による避難を経験した相双地方は四・一四倍と突出している。

「将来的な施設運営の安定を考えれば、若い担い手は欠かせない」。飯舘村の特別養護老人ホーム「いいたてホーム」の担当者は介護職の未来を危惧する。説明会や印刷物で求人情報を出しているが、「力仕事」「低給与」というマイナスイメージや私生活を重視する職業観の広まりを若い世代に感じるという。「一度ついたイメージは簡単には消えない。『感謝される仕事』というやりがい伝えるしかない」と訴える。

**◆県外国外に活路**

被災地の介護サービスの回復は数年来議論されており、県も国の支援を基に対策を講じてきた。その代表的な仕組みが「就職準備金制度」だ。県外や避難先から相双地方といわき、田村両市などの施設で新たに就労する職員に準備金三十万円か五十万円を貸与し、一、

二年間従事すれば返還を免除する。ただ、二〇一八年度の利用者数は十八人と当初想定した八十人には程遠く、認知度アップが課題だ。

県は県社会福祉協議会と連携して今春から全国約三十カ所のハローワークを訪問し、準備金制度の周知を進めている。浜通りの施設の見学ツアーに南相馬市での合同就職説明会を組み込むなど、施設と参加者の接点を増やす。メールマガジンやPR動画も利用する。

外国人材の受け入れにも力を入れる。県老人福祉施設協議会に委託して中国などアジア圏で合同説明会を開き、県内施設と現地の学校とを結び付ける。来日後に介護技術や日本文化に関する研修なども行い、定着を促す。県社会福祉課は「幅広い施策をそろえ、介護現場を支える人材の確保を目指す」としている。

### ○受け入れ拡大と県内定着を図る 外国人介護定着へ新拠点 県支援センター開所(2019/6/4 愛媛新聞)

外国人介護人材受け入れに関する総合支援窓口「県外国人介護人材支援センター」が3日、松山市持田町3丁目の県総合社会福祉会館にオープンした。介護分野で働く外国人や福祉施設をサポートし、受け入れ拡大と県内定着を図る。

従来の経済連携協定(EPA)や外国人技能実習制度に加え、4月に新たな在留資格「特定技能」が創設され、外国人介護人材の受け入れ拡大が見込まれることから県が県社会福祉協議会に委託して設置した。

4人体制(うち専従1人)で来所、電話による相談を受け付け、日本語と英語で対応。相談員が施設を訪問して情報提供したり、悩みを聞いたりもする。制度に関する施設向けの研修や交流会も行う。

開所式で井上真一センター長が「介護現場は深刻な人手不足。受け入れの加速に対応し、生き生きと就労してもらえようサポートしたい」とあいさつした。

県によると、県内で働く外国人は約8400人(2018年10月末現在)。これまでにEPAで受け入れた12人が介護福祉士の資格を取得し、19年4月26日現在、5人が就労している。

センターの説明では、言葉の壁や文化の違いで戸惑いを感じる外国人が多い。相談員の影浦慶子さんは「皆さんの来訪を心から歓迎する。私たちと一つ一つ課題を解決していきましょう」と呼び掛けている。

### ○介護現場の救世主に ベトナムの学生2人が仙台でインターン修了(2019/6/15 河北新報)

ベトナムの看護大生2人が仙台市の介護事業者での1年間のインターンシップを終え、13日に修了式を迎えた。民間企業が海外から受け入れた介護インターンとしては全国初という。2人は帰国して4月に始まった新たな在留資格「特定技能1号」を取得後、早ければ年内にも再来日して日本での就労を目指す。

仙台市青葉区のホテルで修了式に臨んだのは、ともにホーチミン市の看護大4年フン・ティ・クインさん、ファム・ティ・ティウ・リーさん。ASEANインターンシップ推進協会(仙台市)を窓口にして昨年6月に来日し、デイサービス事業の中川(同)が受け入れていた。

滞在中は、同社グループの東北福祉カレッジ(同)で在留資格に必要な語学研修、介護福祉士の資格に必要な実務者研修を受けながら、同社運営の市内のデイサービス施設で働いた。介護分野の特定技能は、家族帯同や在留期間の更新が可能な「2号」がなく、日本で長く働くには介護福祉士の資格を取得し、介護ビザを得る必要がある。また介護福祉士の資格も、実務者研修と3年間の現場経験が必要だ。

2人は滞在中に実務者研修を終え、再来日後に認められている5年の在留期間中に現場経験を積みながら介護福祉士の資格試験に挑む。受け入れた中川裕章社長は「実務者研修を終えたことで、今後は3年間の現場経験と試験勉強に集中できる」と説明する。

日本の介護現場を志す留学生や技能実習生には、来日に必要な費用を借金として抱え、アルバイトに追われることで勉強に時間が取れないまま帰国するケースも多いという。2人には月9万円程度の給与が支払われたほか、寮生活で居住費は不要。金銭的な不安なく研修に集中できた。(後略)

一般社団法人  
外国人看護師・介護福祉士支援協議会

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-12-1  
VORT 半蔵門ビル 6階  
TEL : 03-6666-8163 FAX : 03-3221-4717  
E-mail : [zen-kangokaigo@jiaec.jp](mailto:zen-kangokaigo@jiaec.jp)  
担当 : 伊藤、小中  
©一般社団法人  
外国人看護師・介護福祉士支援協議会  
無断複製・転載を禁ず